

議案第17号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3の各号の表に掲げる本市が行った福祉資金の貸付けに係る債権2件に係る各債務者
- 2 債権の内容 3の各号の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の未償還の元本の額欄及び未払の利子の額欄に掲げる金額の合計金466,850円並びにこれらに対する違約金並びに償還済みの元本及び支払済みの利子に係る違約金

(1) 債務者が死亡し、かつ、法定相続人が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債権の内容	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	母子福祉資金の貸付金に係る債権	平成18年11月15日	金65,797円	金2,672円

(2) 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債権の内容	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	寡婦福祉資金の貸付金に係る債権	昭和47年12月22日	金364,316円	金34,065円

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

債務者らに対する本市が行った福祉資金の貸付けに係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。